

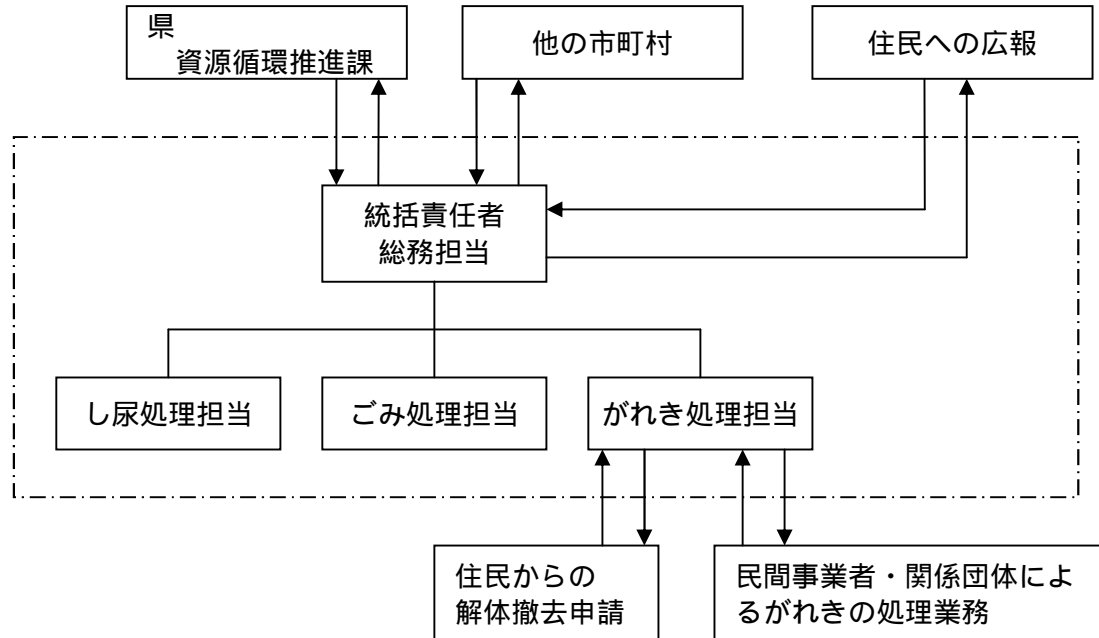
第4章 災害廃棄物対策のための組織

災害発生時には市町村の実情と災害廃棄物の発生規模に応じて災害廃棄物対策組織を立ち上げる必要がある。

災害廃棄物対策組織を構築する際の留意事項を以下に示す。

- ・ 統括責任者が意思決定できる体制の構築
 - 正確な情報の収集と指揮（意思決定）を速やかに行うための組織の設置
 - 統括責任者を決めて予算執行権を含む権限の付与
- ・ 土木・建築職等の発注業務経験者の確保
 - 業務発注の為の設計書作成や工事費支払いのための検収書類作成の経験、知識が必要
- ・ 災害対応経験者のアドバイザーとしての受け入れ
 - 通常行業務と併せて優先課題を洗い出して実施していくために、経験者の関与が有効
- ・ 専門家や地元の業界との連携
 - 建設業協会、建物解体業協会、産業廃棄物協会、廃棄物コンサルタント、学識経験者、各種学会組織等との協力
- ・ 都道府県や国との連携

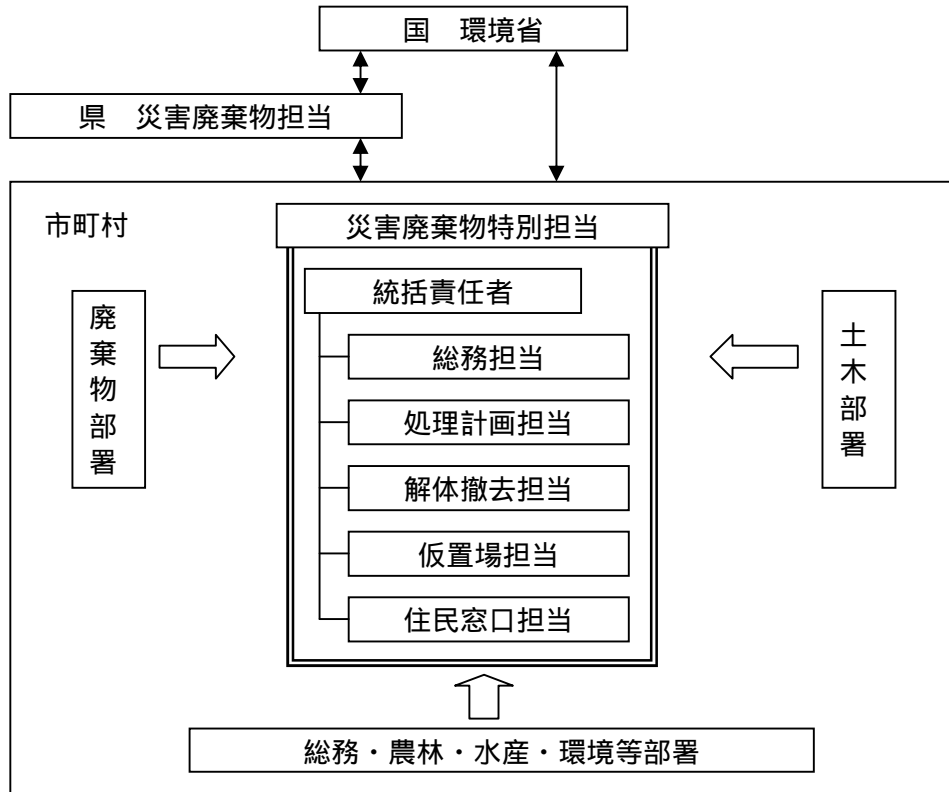
市町村の災害廃棄物対策組織の構成



出典:千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針 平成13年3月策定
平成17年3月改正 千葉県環境生活部資源循環推進課

災害時に特別に設置する組織は廃棄物部署だけでなく、土木部署や総務・農林・水産・環境等の関連部署から構成された特別組織を構築することが望ましい。

災害時に特別に設置する組織概念図



出典：災害廃棄物分別・処理実務マニュアル - 東日本大震災を踏まえて
一般社団法人 廃棄物資源循環学会・編著 ぎょうせい

これらの体制は、処理の進捗状況や、他自治体や県、国からの支援状況によって、随時見直していくものである。

また、災害廃棄物対策組織は、特に応急時においては人員不足や指揮系統の混乱が予想される事から、市町村の実情に応じて災害対策本部内の一組織として位置付ける事も必要である。